平成２６年（フ）第４３号
大分市西鶴崎２丁目４番10号　佐々木アパート１
債務者　山本　則行
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０１号
神戸市須磨区北落合４丁目37番15―108号
債務者　橋本　玉美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
神戸市兵庫区材木町１番２号
債務者　森　　茂生
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６号
神戸市中央区筒井町３丁目10番10号　２Ｆ
債務者　髙瀬　梨加
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４号
神戸市中央区坂口通６丁目３番７号　坂口ハイツ１Ｆ
債務者　とり久ことキャサリン・カレーこと
田中　久子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
神戸市垂水区向陽２丁目３番２―402号、従前の住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１番地の１　イーストスクエアⅢ番館906号
債務者　尾園　徳子（旧姓城下）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
佐賀県杵島郡白石町大字辺田591番地
債務者　香月　秀代
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３７号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　松本　　強
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市立花町975番地
債務者　吉村美紀子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３９号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1526番地２
債務者　永松久美子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９０号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目６番市12―304号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町132番地５　コーポスマイル202号
債務者　外山　裕子（旧姓德永）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
広島県福山市南手城町２丁目22番35号
債務者　森　　利子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３４号
広島県福山市新市町大字新市369番地２
債務者　岩崎　龍三
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３０号
青森県弘前市大字富田２丁目１番地21
債務者　福士　和人
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２１２号
愛知県小牧市堀の内５丁目274番地　ベルオランジュ202号
債務者　加藤　和幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０号
名古屋市東区白壁１丁目28番地　アーバンラフレ白壁１―304号
債務者　伊藤　千穂
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６号
名古屋市中川区春田４丁目66番地　本城レオパレス202号
債務者　伊舎堂麻美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部